

労使協議報告（2月）

2月7日（水）に労使協議が行われ、給与改定や他を含めた下記の規則、要項の見直しの提案が法人よりありました。

- 1) 職員給与規則の一部改正について
- 2) 職員勤勉手当支給細則の一部改正について
- 3) 年俸制適用職員給与規則の一部改正について
- 4) 期間雇用非常勤職員就業規則の一部改正について
- 5) 特定再雇用職員就業規則の一部改正について
- 6) 職員就業規則の一部改正について
- 7) 職員退職手当規則の一部改正について
- 8) 職員懲戒規則の一部改正について
- 9) 教員懲戒審査規則の一部改正について
- 10) 役職員の再就職の規制等に関する規則の制定について
- 11) 時間外勤務、休日勤務に関する協定書について
- 12) 専門業務型裁量労働に関する協定書について
- 13) その他

1)～5)は給与法改正（人事院勧告）に伴う規則改正です。昨年12月に行われた労使協議において既に法人から方向性については説明があり、組合の代議員会でもこれを認める、という結論が出されておりました。今回、具体的な規則が定められたので改めて協議事項となったものです。

内容は既知のことですので、要点のみ記載します：

1. 月例給の改定（平成29年4月1日に遡って実施）
行政職俸給表（一）で平均改定率0.2%の引き上げが行われます。1級の初任給を1,000円引き上げ、その他は400円の引き上げを基本とする。
2. 賞与の改定（平成29年12月からの実施）
勤勉手当の支給率が0.10月分増えます。29年度は12月期に0.10月分増え（来年3月に支給）、30年度は6月期、12月期それぞれに0.05月分増えます。
3. 平成27年4月1日付給与改定（人勧、給与制度の総合的見直し）に伴う現給保障及び55歳を超える職員の俸給等の1.5%減額措置が平成30年4月1日に廃止されます。それに伴って生ずる原資を用いて、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸が1号俸回復されます。

6)～9) の主な内容は、本学の懲戒の種類として、これまでの懲戒解雇、停職、減給、戒告に加えて（懲戒解雇と停職の間に）諭旨解雇を加えるという規則改正です。また、懲戒の対象行為として、情報セキュリティ対策を怠ったことにより業務上の秘密が漏えいし、業務の運営に重大な支障を生じさせることや、研究活動における重大な不正行為（研究データ等のねつ造、改ざん、盗用、それらの行為の証拠隠滅、立証妨害等）も明記されます。

10) 平成 27 年 4 月に独立行政法人通則法により、国立大学法人にも、国家公務員と同様に再就職規制が導入されています。また、平成 30 年 1 月 1 日に、国立大学法人の役員・職員が離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合に速やかに国立大学法人の長に届け出なければならないとする事項を内容とした省令も施行されています。これらに伴い、本学の役員・職員の再就職の適正化について必要な事項を新たに定めた規則が制定されます。

11)～12) は、平成30年度の協定案です。内容は平成29年度と同じですが、今年度から過半数代表者が松ヶ崎と嵯峨それぞれに置かれていますので、それぞれの過半数代表者が個別に法人と協定を結ぶこととなります。

13) 本学の特任教員の種類として、新しく特任助手が設けられます。また、非常勤講師の雇用契約の更新に関する取り扱い要領が、これまでの評議会承認・役員会決定から学長裁定に変わります。評価者等はこれまでと変わりありません。今年 4 月から無期労働契約転換者になる非常勤講師が新しく生まれる可能性があります。そのような方の勤務状況評価に関する取り扱い要領が新しく定められます。

以上の規則改定の説明資料として法人が配布した資料を以下に公開しますので、ご参照下さい。（このニュースをお届けするメール本文にもリンクを添付します。）

また、この規則改定に関して組合の意見を代議員会（2月19日（月）に開催）で集約します。時間が限られた中でのお願いで申し訳ありませんが、ご意見を執行部もしくは、各ブロックの代議員にお伝え下さい。

労使再協議報告（昨年12月）

時間が前後しますが、昨年12月の労使協議を受けて開かれた代議員会の結果を受けて、12月20日に労使再協議を行いました。その席で、退職金引き下げについて、法人に対して以下のような申し入れをしました。

法人提案には納得はできないが、やむを得ず従うしかないと考える。提案の影響をまず受けるのは、30年3月に60歳で定年となる職員である。組合員の対象者からは、1月1日付けの昇給による給与引き上げにより少しでも退職金引き下げの影響を緩和して欲

しいとの意見がある。これは組合としてももっともなことと受け止め、組合の総意として、昇給による給与引き上げを求めたい。

これに対して法人からは、昇給を行う趣旨は勤務成績評価であり、退職金引き下げの補填をするために用いるのはその趣旨とは異なる、との回答がありました。

これは想定していた回答ですが、組合からは次のように申し入れました。

諸事情を考慮して最終的に昇給をどのように行うかは、法人の長である学長の専権事項であると思う。組合からの意見を学長に伝えていただきたい。

学長に伝えることは了承していただき、この件はこれまでとなりました。その後、法人は 12 月 28 日の役員会で退職金についての規則改正を決定しました。

新委員長決まる

既にご承知の通り、今年 1 月に行われた組合の役員補欠選挙により、空席であった新委員長に老田達生先生（分子化学系）が信任されました。同時に書記次長に朝田衛（基盤科学系）も信任されました。2 月 8 日には、恒例となっている、新執行部と学長との懇談も行われました。（その内容については、次の組合ニュースでお知らせいたします。）

12 月の第 1 回代議員会では、議長に江頭快先生（機械工学系）、副議長に坪田康先生（基盤科学系）が決まっています。

新しい体制で、執行部一同、組合員の皆様の為に活動してゆきますので、ご協力をお願いいたします。